



NEWS RELEASE

2024年7月1日

日本リサイクルカーペット協会

日本リサイクルカーペット協会、資源循環の加速を目的とした 「リサイクルカーペット認定」を7月1日(月)開始

日本リサイクルカーペット協会（所在地：東京都千代田区、会長：近藤 忠稚）は、リサイクルタイルカーペットの品質基準を定め、条件を満たす製品を認定する「リサイクルカーペット認定」制度を7月1日(月)より開始します。

日本リサイクルカーペット協会（以下、当協会）は“足もとから、はじめよう。”をスローガンに掲げ、リサイクルカーペットの普及を促進していくことを目的に2023年11月1日に設立しました。協会設立後、米国の大手業界紙においても当協会が紹介され、持続可能なタイルカーペットのリサイクルを推進することがグローバルでも注目されています。当協会では、「リサイクルカーペット認定」制度を開始することで、持続可能なタイルカーペットのリサイクルを実現し、循環型社会の形成を目指します。

■「リサイクルカーペット認定」制度について

タイルカーペットは年間約2,500万㎡生産され、その8割に及ぶ約2,000万㎡が張替え工事に伴い廃棄されており、年間で廃棄されるタイルカーペットの総量は約10万トンと推計されています。

タイルカーペットのリサイクルの取り組みは約20年前から行われており、当協会に参画する企業によりこれまでに累積で約6,000万㎡（約30万トン）のタイルカーペットを水平循環リサイクルいたしました。この莫大な量の使用済みタイルカーペットのリサイクルを実現した背景として、どのメーカーの製品であってもメーカーを問わず回収・再生処理し、再生原料を使いこなす技術を各社の協力のもとに高めてきたことにあります。

また、この間メーカー各社がリサイクルカーペットを積極的に推進したことで、環境性能の高い製品が多数上市されるに至っております。その一方で環境性能を比較する基準を求める声が顧客から寄せられる状況となっていること、また今後環境対応製品に対する市場ニーズの高まりを受け様々なリサイクルカーペットが上市されることが見込まれるため、統一された規格として「リサイクルカーペット認定」制度を設けることいたしました。

本制度の導入により市場に流通するリサイクルカーペットの再生素材の品質が一定に担保されることで、繰り返しリサイクルの容易さはもちろんのこと、リサイクルの実効性において非常に重要になる“メーカー問わず”回収・再生・再利用が可能となり、持続可能性を高めることに寄与することとなります。

また昨今グローバルレベルで問題視されているグリーンウォッシュへの対応として第三者による定期的な監査を実施することで、顧客に安心・信頼して選択していただける新たな仕組みを導入いたします。



■「リサイクルカーペット認定」の認定基準ポイント

「リサイクルカーペット認定」は、CFP（Carbon Footprint of Products）の明記、PCR 材（Post-Consumer Recycle）の使用を規定すること、素材毎に分離された原料を使用していること、グリーンウォッシュを継続して防止することを含む以下 4 つの条件を満たすタイルカーペットを認定製品と認定します。この条件を満たすタイルカーペットを、最適な方法で資源循環させていくことで、持続可能な社会の形成に貢献します。最適な資源循環バリューチェーンで生み出されたリサイクルタイルカーペットに対し認定する制度が、「リサイクルカーペット認定」です。

〈認定基準〉

1. タイルカーペット由来の PCR 材を 25%以上使用していること
2. 製品に CFP が明記されていること
3. 素材毎に分離された原料を使用していること
4. 日本リサイクルカーペット協会によるグリーンウォッシュチェックを認定から毎年実施すること

■「グリーンチェック委員会」による監査

SDGs への意識の高まりとともに、環境配慮を実態以上に見せかけるグリーンウォッシュが問題視されています。当協会では顧客が安心・信頼して環境対応製品の選択ができるよう、利害関係のない第三者の有識者による「グリーンチェック委員会」を協会内に設置し、定期的な監査を実施する事に致します。「グリーンチェック委員会」では、リサイクルカーペット認定を取得した製品の生産量や素材分離した再生原料の購入量、再生原料の生産量と使用済みタイルカーペットの回収量などのデータの整合性を確認し認定製品の適格性を担保いたします。グリーンチェックで適格性が確認された製品は継続して「リサイクルカーペット認定」製品に認定されます。

〈グリーンチェック委員会 外部委員〉 ※敬称略、五十音順、2024 年 6 月時点

有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士 豊泉 匡範

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー 弁護士 吉井 一浩

ほか、学界有識者

■認定マーク

当協会が認定した製品には、適正なリサイクル方法でリサイクルされたタイルカーペットであることを示す認定マークを提供します。

「リサイクルカーペット認定」認定マーク





日本リサイクルカーペット協会

■日本リサイクルカーペット協会について

名称 : 日本リサイクルカーペット協会 (Japan Recycle Carpet Association)

所在地 : 東京都千代田区有楽町 2-2-1

会長 : 近藤 忠稚

URL : <https://recycle-carpet.jp/>

活動内容 : カーベツリサイクルの促進を目的として、2023年11月1日の「カーベツの日」に設立。

タイルカーベツリサイクルは約20年前から行われ、これまでに約6,000千万㎡(30万トン)をこの協会に属する会員企業により循環利用しています。

現在では日本のタイルカーベツ市場の約20%に相当する年間約500万㎡が水平循環利用されています。この取り組みを実現してきたのは、①使う人 ②回収する人 ③再生する人 ④作る人 が協力することで実現した仕組みであり、その4者が業界の垣根を越えて一同に会する組織として設立しました。